

検討方法から対応方法まで！ 定員 20 名様

同一労働同一賃金

対応セミナー

参加
無料

基本給！昇給！賞与！退職金！各種手当！説明義務！

中小企業では、2021年4月より『同一労働同一賃金』制度が施行されます。安倍首相が「・・・待遇差の是正を求める労働者が、最終的には、**実際に裁判で争うことが可能な法制度**とすること」(第6回働き方改革実現会議)、「長年議論だけが繰り返されてきた『同一労働同一賃金』。いよいよ実現の時が来ました。雇用形態による不合理な待遇差を禁止し、『非正規』という言葉も、この国から一掃してまいります。」(2018年通常国会冒頭の施政方針演説)と強い決意のもと、肝いり法案として実現されたものです。アルバイトやパートなどの短時間労働者、契約社員などの有期契約労働者が、「私も！私も！」と手を上げ、訴えられないように、内容をよく理解し、リスク対応や生産性アップのための戦略対応を実行しなければなりません。今から対応しないととても間に合いません。マスコミ等で大きく取り上げられる前に、是非、この法案の内容を理解し、ご対応いただければと思っております。今回のセミナーでは、労働問題だけでなく賃金コンサルティングも行っている社会保険労務士の深津が丁寧にご説明しますので、奮ってご参加いただきますようお願いいたします。

- 正社員には退職金が支払われるのに、私には退職金が支払われないの・・・
- 同じような仕事をしているのに、給与がずっと低かった。差額を支払って！
- 正社員は年齢が高くなれば給与が高くなるのに、私は低いまま。同じように支払って！
- ガイドラインのとおり検討すると、人件費が！

日時

令和2年 **1月15日(水)**
13:30~15:00【受付 13:00~】
(15:00~15:30 無料相談会)

会場

高槻市立 生涯学習センター
第3会議室

高槻市桃園町 2-1 高槻市総合センター3階
(JR 高槻駅・阪急高槻市駅下車徒歩8分)

内容

● 同一労働同一賃金を正しく理解する

同一労働同一賃金とは、字のとおり同じ労働をすれば同じ賃金を支払うということではありません。

● 不合理な待遇差の検討方法

どのように検討していくのか、手順に沿ってご説明します。

● 対応方法

- ・法律施行前(2021年4月:中小企業)にしておかなければならないこと
- ・『経験給』は特に危険
正社員 能力給 パート 職務給 どうするの

● 同一労働・同一賃金に使える助成金をご案内

問題ないかな？

- 正社員の給与は、中途採用者がほとんどなので、前職の給与や世間相場等を参考に適当に決めてきた
- 正社員の給与は、年齢で決めてきた。パートはやってもらう仕事内容で決めてきた
- 正社員には退職金があるが、パートには全く支給していない
- 正社員のみ、会社業績により賞与を支払っている
- 正社員にのみ、手当を支払っている



講師



イースリーパートナーズ社労士事務所
人事コンサルタント
特定社会保険労務士
深津 敬

法制度が成立するまでの審議会の過程から、立法趣旨まで深く理解し、事業所様の個々の事情に応じて、対策を講じ実行できるまでお手伝いさせていただいております。

長期雇用を前提とした正社員とそうではない契約社員やパートの賃金含めた全ての待遇について、何を検討し、どのように対応すればよいのか、従業員への説明はどうすればよいのか、行政のガイドラインや通達だけでなく、裁判例も見据えて、総合的にどうすればよいのか、事業所様と一緒に考え支援させていただいております。

正社員の人事制度（評価制度、賃金制度）があることは、待遇差の説明をするうえや、不合理かどうか判断される場合に、重要であることは間違いありません。それどころか、採用や定着を考える上でもなくてはならないものです。社員を成長させ、企業の生産性アップには欠かすことができないものと考えております。ところが、大手企業と違って中小企業では人事制度がない会社が結構あります。原因は、コンサルティング費用が高いということにつきます。我々は、中小専門コンサルタントとして導入から運用までリーズナブルにご支援させていただきます。

お申込は、下記フォームに必要事項をご記入のうえ、FAX送信してください。

FAX: 072-668-1418		※お申込いただいた方には、受講表をお送りします。 ※先着3名様限定で、セミナー当日無料相談を行います。ご希望の方は下記「無料相談」欄に☑をお願いします。	
御社名		業種	
所在地		従業員数	正社員 名 その他 名
電話番号		FAX 番号	
受講者名	(役職)	メール アドレス	無料相談 <input type="checkbox"/>

※ご記入いただきました情報は、厳重に管理・保管させていただき、当事務所からのご案内のみに使用させていただきます。

※社会保険労務士の方のお申込は、お断りさせていただきます。

イースリーパートナーズ社労士事務所

お問い合わせ TEL : 072-668-1417

〒569-0071 高槻市城北町2丁目5-1 ワイイーケイビル2-B

<http://www.jinji-roumu.jp/>

3 PARTNERS
Experts with Energy and Emotion